

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年2月 総合事業説明会	現状では訪問A・訪問Bともサービス供給量が極端に少なく、奪い合い状態になりかねない。全包括圏域にもれなく事業所がある訳でもないと思う。そのコーディネートはどうなるのか。早いもの勝ち、または事業所がすぐに飽和状態になって年度後半は実質利用不可となりそうで危惧している。	＜訪問Aについて（訪問Bについては別ページに記載）＞ 利用者に生活援助のニーズがあるにも関わらず、利用ができないという状況を回避するため、訪問型サービスAの事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていく。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
2	平成29年2月 総合事業説明会	訪問介護Aに移行する方に説明しやすい書類はないのか。また、事業所の関係で移行できないケースはどのように対応したらよいか。	平成29年2月に、訪問型サービスAの利用者向けチラシを作成している。地域包括支援センターで配布を行っているため参考にさせていただきたい。 事業所不足が理由で訪問型サービスAへ移行できないケースを防ぐため、移行期間内に訪問型サービスAの事業所数が充実するよう、市としても働きかけを行っていく。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
3	平成29年2月 総合事業説明会	要支援のご利用者から生活援助の依頼があり、訪問型Aへの移行期間も近いことから、市ホームページとかいせいでFAXされたりリストの全事業所に電話で連絡したが、全て断られてしまった。 今後事業者数も増えていくと思うが、万が一同じように移行が上記のようなやむを得ない理由により行えなかった場合はどうしたら良いのか。	利用者に生活援助のニーズがあるにも関わらず、利用ができないという状況を回避するため、訪問型サービスAの事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていく。 今後、市内全域でサービス提供がスムーズになされるよう、担い手の拡充に努めていく。このことから、やむを得ない理由は考えていない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
4	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	町田市の南地区では、1時間で生活援助に入っているところ、一律45分の支援に変更。1時間の支援を希望する利用者には残りの15分を500円で対応するということを全事業所で統一した。 そのため全事業所が訪問Aを行うこととなった。利用者さんに対する混乱も少ないため、八王子市でも検討してもらえないのか。	八王子市では訪問型サービスAは介護予防訪問介護において実施していた生活援助の内容を、同じように実施できるサービスと考えている。 従前実施されてきた介護予防訪問介護では、サービス提供時間に一律の時間区分が無く、利用者の状況に応じて、ケアマネジメント実施者・サービス提供事業者・利用者間で提供時間や回数が決められていた為、訪問型サービスAにおいて一律のサービス提供時間区分を規定することは、本市で考える訪問型サービスAの趣旨に則さないという観点から、一律の時間区分は設けていない。 なお、訪問型サービスAの報酬単位が生活援助3の単位がもととなっていることから、訪問型サービスAの1回あたりのサービス提供時間は概ね45分程度と示しているが、これは目安であってサービス提供時間を一律45分と規定するという意味ではない。利用者ごとにサービス提供時間は決めていただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
5	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	<p>4月から生活援助のみを利用している方は、訪問型サービスAに変更となるが、予防訪問介護相当の対象要件に該当する場合には、訪問型サービスAの利用ができないとガイドラインにある。（P39）</p> <p>① 「精神疾患や認知症の診断を受けている者」とあるが、一度診断書を医師からもらえれば、更新後もそのまま予防訪問介護相当を受けることができるのか。更新時に再度確認する必要があるのか？</p> <p>② 「認知機能低下がある者」とは主治医または認定調査いずれかにより認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」とあるが、取り寄せるのに、1週間程度かかってしまう。介護認定の結果と同時に知る方法がないのか？別に手立てがないのか？</p> <p>③ 今まで「Ⅰ」だった利用者がすでに「訪問型サービスA」を1回利用していて、主治医意見書等を取り寄せた結果、「Ⅱa」と記載されていたら、「訪問型サービスA」を利用した分は自費になってしまうのか。 もしそのような不利益が生じるのであれば、どのように説明をしたらいいのか？</p> <p>④ 上記のケースでは、情報開示した、主治医の意見書等の記載が「Ⅱa」になっていることを利用者や家族に説明をしないと、金額が少しあがることの説明ができないと思うが、どのような説明を行っていったらいいのか？</p>	<p>① 更新時に再度確認は必要。 確認の方法については必ずしも診断書に限定しないので主治医意見書でも、医師に直接聴取でも構わない。電話による聴取の場合は経過記録に聞き取った内容を記録にしっかり残すこと。</p> <p>② 介護認定の結果と同時に確認する方法はないのが現状。審査会の翌日午後1時から資料請求の申請は出せるので、早めに出していただくのが最短となる。</p> <p>③ 確認は速やかに行っていただきたいが、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaであることを確認した日以前に利用した分については、その前に確認した認知症高齢者の日常生活自立度がⅠであったのならば訪問型サービスAとして給付することが可能。</p> <p>④ 訪問型サービスAのサービス提供に従事できる生活支援ヘルパー（市の規定する研修を修了した者）は、サービス提供者となるための研修カリキュラムにおいて障害者理解や認知症にかかる内容について深く学べるような時間を十分に設けていないため、予防訪問介護相当サービスに該当する対象者についてはサービスの質を担保するため市の方針として予防訪問介護相当サービスを利用することとしている。利用者の安全のために分類を設けている。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
6	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	<p>予防訪問介護相当の利用対象者の難病者とは、難病手帳保持者と考えていいのか。</p>	<p>難病者とは難病手帳保持者だけでなく、診断を受けた病気が「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（平成26年法第50号）に基づき指定される指定難病になっている者をさす。指定難病名については、厚生労働省のホームページにて確認できるため適宜確認されたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
7	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	<p>訪問型サービスAのヘルパー研修に人は集まっているか？ 対応してくれるヘルパーの確保はそれぞれの事業所でできているのか？</p>	<p>平成29年2月に実施した訪問型サービスAのヘルパー研修（生活支援ヘルパー研修）には50名の定員に対し、応募が103名あった。50名の方に修了証を発行し、研修修了後に就職相談会を開催したところ、面接の約束等を取り付けたケースもあった。 修了者名簿については、サービス事業者介護保険課窓口にて開示している。実際に就労に繋がったかどうかはまだ確認できていないため、今後介護保険課として把握していきたいと考えている。 なお、訪問型サービスAの指定を受けている事業所は平成29年4月までの指定分で39となっている。事業所が指定を受けに市の窓口へ来ることも見受けられているため、事業所数は増えていくと思われる。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
8	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	訪問型サービスAへの移行は、事業所が変わらない場合、どの時点で変更すればいいのか？（事業所とCMとの話し合いでいいのか？）	サービス事業所が訪問型サービスAの提供事業所として指定を受けた日以降、移行ができるのであれば4月以降早々に切り替えて欲しい。 指定が済んでいるかについては、市のホームページで確認ができるが、サービス事業所にも確認いただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
9	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	訪問型サービスAを利用していた方が、認定の更新を行った結果、認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅰ」から「Ⅱa」となってしまった場合、確認日以前に利用した訪問型サービスAはそのまま給付可能とのことだったが、月途中で切り替えを行う場合、予防訪問介護相当サービス費は同時算定することになるのか？	新たに予防訪問介護相当の利用を月途中から開始することになるため、予防訪問介護相当の契約日から日割り算定となる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
10	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	八王子市の作成した訪問型サービスAの市民への案内チラシには「今までの予防訪問介護で提供されてきた家事援助と同じ内容のサービスを訪問型サービスAで提供できます。」と記載されているが、基本報酬が下がるのに同じという訳にはいかないと思う。 他市のようにサービス提供時間を45分と一律規定し、それを超過する分は自費サービスとの混合介護のようなものとして取り扱うといった考えはないのか？	八王子市における訪問型サービスAの報酬は、訪問介護の「生活援助3」の単位をもとに算出している。予防訪問介護においては、身体介護と生活援助の区分けが無かった為、身体介護のサービス提供を行うことも想定して、同一回数生活援助をサービス提供した場合の報酬額よりも高く単位が設定されていた。 今回、新たに開始する訪問型サービスAは生活援助のみのサービス提供となることから、要介護者に対して行う訪問介護の生活援助にかかる報酬と同じになるよう、生活援助3の単位をもとに算出したため、従来の報酬より単位が低くなっている。 訪問型サービスAとなっても、生活援助として実施することには変わりはないので、例えば掃除と調理の援助を行っていたのが、移行により掃除だけになるということはないという意味合いで、チラシには「今までの予防訪問介護で提供されてきた家事援助と同じ内容のサービスを訪問型サービスAで提供できます。」と記載した。サービス提供時間に変更がないという意味ではないので、提供時間についてはサービス事業所・利用者・ケアマネジメント実施者の間で調整いただきたい。 要介護者に対する訪問介護における生活援助と同じに単位を設けているが、要介護者に対する訪問介護と異なり、月額包括報酬であることから、要介護者にサービス提供する場合と比較するとキャンセルが発生した場合にキャンセル料が取れないなどサービス事業者にとって割に合わないことがあることは市としても認識している。移行時に、生活支援ヘルパーの確保ができず、サービス事業者の負担が大きくなることのないよう、加算等を設けることも考えている。（補記：その後、運営体制構築支援加算を設けた。） 貴見のとおり、混合介護等も今後検討課題となると思われるが、現時点では混合介護については未定である。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
11	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	訪問型サービスAには処遇改善加算は無いのか？	訪問型サービスAでは処遇改善加算は設けていない。 独自サービスでは、処遇改善加算のように報酬に対して率で単位を算出するような報酬を設定することが出来ない為、現行の処遇改善加算のように平等に単位設定が出来ないというのも理由の一つであるが、現時点で加算については未定となっている。今後状況を踏まえて検討していくつもりである。 なお、平成29年度のサービス提供分については、運営体制構築支援加算を設けたので、こちらを算定してもらえればと考える。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
12	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ 交流会	給付制限者が訪問型サービスAを利用する場合は、国保連へ請求ができるというが、今までと同じように実施すればよいのか？	A3のサービスコードには3割負担者用のコードがあるため、そちらの単位を用いて請求を行っていただければ問題ない。 なお、平成29年6月サービス利用分より総合事業における給付制限の取り扱いを削除したため、これ以降の総合事業のサービスに限っては、利用者の負担割合に基づき請求されたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
13	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	要介護か要支援かわからないので、どうしても計画届け出は結果が分かってからになるため主治医の意見書を取り寄せるまでに時間がかかる。 訪問Aで入っていて結果、認知機能Ⅱaだったことが分かった場合、どのように対応したらよいか？ 新規で暫定ヘルパー利用のケースが多いので、本来はどのように対応したら良いのか？	当初、訪問型サービスAを提供しており、その後、主治医の意見書等を確認した結果、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上である事が判明した場合、判明した時点で、訪問介護事業所と利用者との契約等の必要な手続きを済ませ、相当サービスの利用へ切り替える。Ⅱaである事が判明した日以前に既に利用してしまった訪問型サービスAについては、その利用を認めるので過誤の対応は必要ない。（相当サービスの契約を行った時点が月途中の場合、日割り算定となる。） 暫定利用については、ケアマネジメントのシートのQ&Aに同様の主旨の質問があるので、そちらの回答を参照して頂き、給付が受けられないような状況とならないよう、適宜対応していただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
14	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流 会	訪問型サービスAの移行期間は9月までと設定されているが、それまでの間に新規で訪問サービスの利用を希望されている方がいた場合は訪問型サービスAに切り替わる予定（現時点ではみなし）の事業所であれば利用依頼を行ってもよいのか？	平成29年9月末までに訪問型サービスAのサービス提供を開始する予定となっている事業所であれば、利用依頼を行っても差支えない。この場合、利用する事業所が訪問型サービスAの提供を開始するまでは、予防訪問介護相当としてサービスを利用することとなる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
15	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流 会	現在訪問型サービスAは請求のシステムでは訪問型サービス（独自/定率）で表現されているが、今後訪問型サービスAという名称に変更する予定はあるのか？	請求システム上の表現は、請求事務を行うサービス事業所やケアマネジメント実施事業所が使用しているソフトにより異なるものであるため、表現の変更等は市で行うことができない。利用しているソフト会社に御相談いただきたい。 なお、本市の訪問型サービスAは、「A3」という種類のサービスコードを使用しており、この「A3」というサービス種類が「訪問型サービス（独自/定率）」の事を指すため、ご使用の請求ソフトでそのような表示になっているのだと考える。 「訪問型サービス（独自/定率）」とは、市町村独自の訪問型サービスであって、給付率が一定の割合、例えば9割などによって給付が行われるサービスのことを指す。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
16	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	現行相当サービスの利用対象者が現行サービスを継続するのか、訪問型サービスAに移行するかの判断は利用者ごとに包括へ確認するということがよいのか？	利用者が予防訪問介護相当に該当するか、訪問型サービスAに該当するかどうかは介護予防ケアマネジメントガイドラインp36、p39を参考にしてケアマネジメント実施者に判断していただくことになる。 ただし、判断しかねる場合には、受託居宅介護支援事業所は地域包括支援センターに確認いただきたい。 地域包括支援センターでケアマネジメントを実施しているケースで判断しかねる場合は、市へ御相談いただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
17	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	現行相当サービスから訪問型サービスAに切り替わる時のサービス担当者会議について今一度確認したい。事業所内で軽微変更での扱いにするかどうかで意見が分かれる。	平成29年4月からの訪問型サービスAの開始に伴い、訪問型サービスAに該当する利用者として予防訪問介護相当から訪問型サービスAへ移行する場合には、サービス提供事業所が変更とならない場合であって尚且つ、サービス内容に変更が生じない場合は、軽微な変更として取り扱って差し支えない。 ただし、サービス提供事業所が変更となる場合や、利用者へのアセスメントの結果、サービス内容の見直しが発生した場合は、軽微な変更として取り扱うことはできない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
18	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	ケアマネジメントAにおける初回はサービス担当者会議の開催は必須だが、現行相当（訪問）から訪問型サービスAへ移行する際事業所の移行が行わなければ軽微な変更で処理してしまっても構わないのか？	これまで実施してきていただいた介護予防ケアマネジメントと介護予防ケアマネジメントAはほぼ同一のものであることから、従前の介護予防ケアマネジメントからケアマネジメントAへ移行する場合に担当者会議の開催は必要ない。 なお、平成29年4月から訪問型サービスAが開始されたことに伴い、予防訪問介護相当から訪問型サービスAへ移行する場合であって、サービス提供事業所の変更がなく、サービス内容等も従前のまま実施することで相違がない場合は、軽微な変更で取り扱っていただいて差し支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
19	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	「精神疾患や認知機能低下がある者」について医師の診断とあるが、介護保険の意見書に記載は必要か？又は他の書類や家族等が口答で確認しても良いのか？	「精神疾患や認知機能低下がある者」について医師の診断を根拠とする場合、必ずしも主治医意見書に記載がなければならぬ訳ではない。主治医意見書、診断書等または意見聴取での確認でも差し支えない。口頭で確認する場合は、緊急やむを得ない等の場合を除き、基本的にケアマネジメント実施者が医療機関等に確認を行うことが望ましい。 なお、予防訪問介護相当と判断した根拠となる書類の保存は必要であるため、障害者手帳や難病受給者証、診断書等で確認した場合はその写しを保存していただくこととなるが、医師や医療機関への聴取で確認した場合は、その聞き取った内容を経過記録に記載しておくこと。 身体介護が必要と判断した場合については、その判断をした理由を担当者会議録または経過記録に記載しておくこと。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
20	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	「身体障害者手帳2級以上の者」について障害の種類により1級・3～4級しかない方は1級の方しか利用出来ないということか？	身体障害者手帳の等級は全ての部位の障害等級の合計で決定されるものであるため、部位ごとに身体障害者手帳が交付されるわけではない。部位ごとの障害等級ではなく、身体障害者手帳の等級が2級以上であれば、訪問型サービスAではなく予防訪問介護相当の利用対象となる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
21	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	訪問型サービスA=45分のイメージがありますが、45分～60分程度なので60分でのサービス利用は支障ないですか？	ケアマネジメントの結果、利用者に必要な支援を実施するにあたり、サービス提供時間が60分必要という判断に至ったのであれば、60分のサービス提供であっても差支えない。 訪問型サービスAのサービス提供時間は45分となっている事が多い現状があると思うが、一律45分でなければいけないという訳ではないため、利用者の状況に応じ柔軟に設定いただいで問題ない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
22	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	訪問型サービスA型に対応するヘルパーの研修期間やその研修内容についての情報が欲しい。	生活支援ヘルパー研修については、年4回、5月・8月・11月・2月開催を予定している。 研修のカリキュラムについては、①介護職の職業倫理②介護における安全管理とリスクマネジメント③介護職の安全④介護におけるコミュニケーション⑤介護に関するところのしくみの基礎的理解⑥生活支援技術の講義・演習⑦老化に伴う心と体の変化と日常⑧高齢者と健康⑨介護保険制度での座学トータル10時間での構成で実施する。（かいせい便りVol.22参照）	介護保険課 給付担当 042-620-7416
23	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	市の研修を受けた生活支援ヘルパーに勤務を依頼しても、なかなか引き受けてくれない。 ケアマネジャーや利用者などから仕事の依頼を受けても対応できない。	生活支援ヘルパーについては、平成29年2月に初回の育成研修を市において開催した。研修修了後アンケートを行ったところ、初回の育成研修を修了した50名の中に生涯学習を目的として研修を受講した方が一定数居ることが判明した。 市として研修受講者を募集した際に、就労を目的とする方を対象とする、という点を十分に周知することに配慮が至らなかったことに起因すると思われる、各サービス事業所への雇用に繋がりにくいという結果を招いてしまい申し訳ないところである。 今年度開催する育成研修においては、就労を目的とした研修であることをアピールし受講希望者の募集を行ったため、就労へ繋がる生活支援ヘルパーが育成できることを見込んでいる。 なお、生活支援ヘルパーが不足している間は、有資格者を派遣する事でご対応頂くケースがあると思われる為、今年度は運営体制構築支援加算という加算を設けている。加算の詳細は、かいせい便りvol.26を参照されたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
24	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	訪問型サービスAの導入にあたり、無資格者が研修を修了して登録をされた場合、生活支援ヘルパーの方々にサービス依頼をしても、引き受ける業務範囲・勤務時間など有資格者より快諾が得にくい等の話を小耳にはさんだ。その辺りに不安を感じる。	まず業務範囲について、生活支援ヘルパーであっても、訪問介護の職員としてサービス提供に従事していただく以上、生活支援ヘルパーに実施していただくことができる業務範囲は、訪問介護において実施できる生活援助と同等であり、生活支援ヘルパー、有資格者ともに変わらない。 従って、依頼した業務を引き受けてくれるかどうか、という点については、生活支援ヘルパーだからという観点ではなく、生活支援ヘルパーの個々の能力や意向、また雇用事業所の考え方により異なってくるため、一概に生活支援ヘルパーは有資格者より快諾が得にくいとは言い難い。 また、勤務時間についても同様に、就労者毎の都合により就労できる時間が異なることもあるため、生活支援ヘルパーだから快諾が得られない、とはやはり一概に言えない。 生活支援ヘルパーが引き受けることができる業務範囲や勤務時間については、個々の雇用条件や就労者の能力、人柄、年齢等により左右されるものではないかと考える。そして、これは有資格者であっても同様のことが言えるのではないかとと思われる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
25	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	5月に訪問型Aサービスに移行した利用者おり、請求業務などで留意する点などあれば伺いたい。	<p>国保連への請求の流れについては、基本的に相当サービスの給付管理と同様。なお、請求にあたっては、予防訪問介護相当サービスでは、A1もしくはA2というサービス種類で請求を行っていたと思うが、訪問型サービスAでは、A3というサービスコードを使用する。</p> <p>サービスコードの詳細な内容は、市ホームページに掲載しているサービスコード表・単位数マスタを参照してほしい。サービスコードに改訂があった場合には、かいせい便りで通知を出している。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
26	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	訪問型サービスAの研修見学はできるのか。ヘルパーを雇用する訪問介護事業所の立場として、実際にどのような内容を教えているのか、確認したい。	<p>会場のキャパシティー的な問題もあり、見学の受け入れは想定していない。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
27	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>総合事業訪問型Aへの移行について、ケアマネが説明してご利用者に納得・了承を得られなかったとき、例えば訪問介護Aを行っていない予防訪問介護事業所をご利用の方が「今までの事業所じゃなければイヤ」「今までのヘルパーじゃないとイヤ」といった形で拒否されてしまった場合はどうしたらよろしいでしょうか。包括または保険者から説明・説得してもらえるのか。</p>	<p>質問の回答に入る前に、総合事業の主旨について簡単に触れさせて頂くが、総合事業実施の背景には高齢化に伴う介護給付費の急激な増加や、介護人材の不足が懸念される中、これまでどおりの介護保険制度の維持が困難になってきているという状況がある。</p> <p>それでも、この介護保険制度を出来る限り存続し、高齢者が住みなれた地域で必要な支援を受けながら生活し続けることができるようにする、という事が総合事業の主旨であり、今回ご質問頂いている訪問型サービスAや介護予防ケアマネジメント等においても、その根底にある考えである。どうかこの事を念頭に置き、回答をお聞きいただければと考える。</p> <p>本設問に対する回答としては、介護サービス利用上のルールや制度改正があった際なども、保険者から個別に被保険者に説明は行っておらず、ケアマネジメント担当者からご説明いただいていることであり、今回の件についても同様、保険者から個別の説明は想定していない。日々、多忙な業務をこなされているケアマネジャーや包括の皆様には、また新たな課題が生じ、大変恐縮だがお願いさせて頂きたいところ。</p> <p>介護サービスは本来、人と人とのコミュニケーションにより提供されるものであるが、「この人でなければできない」というようなヘルパー個人に属して提供の可否が分かれるものではなく、全国どこでも同じサービスを提供できるものである。訪問型サービスAについても、どの事業者・ヘルパーであっても同じ「生活援助」を実施できるものとして整備している。「今までのヘルパーでなければイヤ」「今までの事業所でなければイヤ」という利用者の気持ちもわかるが、事業者・ヘルパーが変わっても必要な支援を行えるはずであり、ヘルパーが好みでなければ支援を受けたくないというならば、その支援が無くても生活が成り立つのか、という確認も必要になってくる。</p> <p>冒頭申し上げたとおり、これまでどおりの制度存続が難しく、今後、限られた介護財源・資源で効率的に支援を行って行くためには利用者の事業所の好みまで完全には配慮できないのが厳しい実情であり、ご理解を頂きたい。</p> <p>一方、ひとつでも多くの事業所に訪問型サービスAの指定を取ってもらうために、市としても働きかけを行い、努めて参る。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
28	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>訪問型Aでの市へのQAで訪問型Aの事業所が足りない時や地域に訪問可能な事業所がない時の対応についての質問があり、市から答えは足りなくならないように拡充に向けて働きかけを行っていきますと回答があったが、質問の答えになっていないように感じました。QAでは訪問型Aは100事業所程度が必要と考えているとの答えもある。働きかけを行ったにもかかわらず拡充が間に合わなかった場合には、利用者にはサービスを利用せず待ってもらおうという説明をするのか。それともそのまま予防訪問介護相当サービスを利用してよいのか。</p> <p>ホームページにのっている訪問型Aを行う事業所すべてに断られてしまった経験をした。ホームページは月1回の更新だが、9月の移行に向けてタイムリーな情報が必要な場合は直接、市に問い合わせして教えてくれるのか。</p>	<p>訪問Aの事業所が足りない時等のQ &amp; A（市ホームページに掲載しているもの）について、答えになっていないとのご指摘誠に申し訳ない。また、事業所不足をご心配頂いているという事は、訪問Aに移行させなければ、というお考えをお持ち頂いているとお見受けするので、制度へのご理解に感謝申し上げるところ。</p> <p>また答えになっていないとお叱りを頂くかもしれないが、市としては、移行期間終了後に事業所が足りなかった場合どうするかではなく、今から事業所数を増やすために動き、事業所が足りない状況を解消することで、ご心配のような、訪問Aに移行したいが事業所が無いというケースが生まれないようにする努力をしたいと考えているので、その見込みで居て頂きたい。</p> <p>現在の訪問型サービスAの事業所数の状況の報告だが、4月1日時点で39事業所まで増えている。市も訪問介護事業所への働きかけを行っており、5月1日付以降での指定もまた増えていく予定である。</p> <p>参考数値として、昨年の10月・11月で予防訪問介護および相当サービスを利用した人数約1450人に対し、この39の事業所の利用者が約700人と50%弱であった。これにより4月1日時点でのカバー率は概ね50%と捉えており、この数値が上がっていくようこれからも働きかけを行っていく。</p> <p>なお、100という事業所数は、単純に事業所数から8割を割り返したもので、事業所の大小や個々の利用人数を考慮していないものなので、あくまで参考数値として捉えてほしい。タイムリーな申請状況については、高齢者いきいき課事業所指定担当へ問い合わせしてほしい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
29	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>これまで週1回の家事援助を受け、「訪問型A」に移行した人（事業対象者）が、「週2回」のサービス利用を希望した場合、改めて、要介護認定申請を行う必要があるか。</p>	<p>事業対象者であっても週2回のサービス利用は可能であるため、必ずしも要介護認定申請を行う必要はない。週3回のサービス利用は要支援2のみの利用であるため、週3回のサービス利用が必要となった場合は、要介護認定申請が必要。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
30	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>訪問A対象者に認知症の症状が見られた場合、月の途中で従来相当の予防訪問介護に変更できるか。 （日割りで精算できるのか。サービス担当者会議は必要か。）</p>	<p>月途中で予防訪問介護相当へ変更することは可能。 この場合は訪問型サービスAの契約が解除となり、新たに予防訪問介護相当の契約に変わるため、日割り算定となる。（契約解除を理由とした日割り）</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
31	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>訪問型サービスAを既に利用していた人が区分変更を行い、暫定プランをたて、見込み違いで要介護となった場合、自費の可能性はあるが、暫定プランは避けた方がよいのか。</p>	<p>要支援と見込み、暫定ケアプランで訪問型サービスAを利用していた方が、要介護の認定となってしまった場合、訪問型サービスAの利用分は介護給付に読み替えることが出来ないため給付することができなくなる。（運営基準等が全く違うため。）</p> <p>結果が要支援か要介護かどちらか判断がつかない場合は、貴見のとおり暫定ケアプランでのサービスの利用を控えることも手段の一つとして考えることができるが、利用者ごとに状況も異なるため、一律にそのように対応すべきと市の方で断言することはできない。</p> <p>例えば、要介護の暫定ケアプランも作成しておき有資格者によるサービス提供を実施しておいて、介護だった場合は提供したサービスを訪問介護とみなすという方法も手段の一つとして考えられる。</p> <p>利用者の状況等に合せて、サービス提供事業者と調整し、給付が受けられないような状況とならないよう、適宜対応していただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>



## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
32	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	既に訪問型サービスAを利用して、後で、認知症の日常生活自立度が「Ⅱa」と判定されていたことが判明した場合、どのようになるのか。確認できた時点で予防訪問介護相当に戻すのか。給付は日割りになるのか。	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaであることを確認した日以前に利用した分については、その前に確認した認知症高齢者の日常生活自立度がⅠであったのならば訪問型サービスAとして給付することが可能。 確認できた時点で予防訪問介護相当に戻していただき、日割りで算定することとなる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
33	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	アセスメントの結果、予防訪問相当と判断できた場合の根拠等を示す必要があるのか。	予防訪問介護相当と判断した根拠は担当者会議録または経過記録に残しておいていただければ、市へ個別に示したり、ケアプランに記載したりする必要はない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
34	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	ガイドラインP137 訪問型サービスAは日割り対象サービスに入っているのか。	訪問型サービスAは日割り対象サービスに入っている。 P137の月額報酬対象サービスの「訪問型サービス（独自）」に該当する。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
35	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	訪問型サービスAを実施する人の研修内容を具体的に教えてほしい。	研修内容については、座学中心で10時間のカリキュラムで構成している。カリキュラムの内容は介護職の職業倫理、介護における安全確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護におけるコミュニケーション、介護に関するところのしくみの基礎的理解、生活支援技術の講義・演習、老化に伴うところとからだの変化と日常、高齢者と健康、介護保険制度の9項目。 研修は平成29年度は年4回実施予定で1回の開催日数は2日間（10時間）。平成29年度の第1回目は4月15日の市広報に募集記事を掲載し、5月25日・26日で開催予定。平成28年度に開催した研修では103名の応募があり、50名に修了証を出した。 昨年度は研修終了後、就職相談会を開催し、事業所と研修参加者が実際に雇用につながるようマッチングの機会を設けたが、今年度も同様に行う予定。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
36	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>予防訪問介護の対象要件には入らないが、例えば本人にパーソナル障害がある、セクシャルハラスメントの傾向がある、サービス時にクレマーの家族が介入してくる等の問題があり、ケアマネジャー、包括、訪問介護事業所責任者が、「研修だけのヘルパーでは困難」と合意したケースの場合どうなるか。</p>	<p>訪問型サービスAと相当サービスの使い分けは、資格を求められる身体介護のほか、生活支援ヘルパーでの研修では学べないような専門的知識（難病・障害など）に基づく対応を求められるケースかどうか、という観点から振り分け基準を作った。ご質問の内容のうち、パーソナリティ障害は国際疾病分類（ICD-10）上、精神疾患に位置付けられるため、その診断を受けているのであれば予防訪問介護相当サービスの対象となる。</p> <p>一方、セクハラ等の傾向があったり、クレマーの家族が介入してくる等の問題があるケースの場合、有資格者のヘルパーでも、経験が浅い方ではそのような方の対応が難しい事も想定され、一概に相当サービスなら大丈夫という問題ではないと考える。</p> <p>ヘルパーの資質や技量に左右されるケースなので、先にお示しした分類基準に沿うものではなく、相当サービスの利用要件には該当しない。経験豊富な有資格者をあてがうことで解消できるようなケースなのであれば、訪問型サービスAは生活支援ヘルパーだけでなく有資格者によるサービス提供も可能であるため、有資格者による訪問型サービスAの提供も対応のひとつの案として考えられるが、これは生活支援ヘルパーか有資格者かという資格で解決できる問題ではなく、サービス提供責任者や事業所単位も含めての対応が求められるケースであると考ええる。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
37	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>予防訪問介護の対象者の場合、根拠となる障害者手帳、難病受給者証、精神科での診断の書類のコピーがいるのか。 プランと一緒に証拠書類として保持する必要があるのか。</p>	<p>予防訪問介護相当と判断した根拠となる書類の保存は必要。 障害者手帳や難病受給者証、診断書等で確認した場合はその写しを保存していただくこととなるが、医師や医療機関への聴取で確認した場合は、その聞き取った内容を経過記録に記載しておいていただければ良い。 身体介護が必要と判断した場合は、その判断をした理由が担当者会議録または経過記録に記載があれば良い。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
38	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>明らかに精神疾患で何度か精神科受診をしているが、医者との相性が悪く、受診が安定していない人で、訪問型Aのヘルパーでは対応困難なケースの場合は、どうなるのか。 専門職会議において必要性ありと判断した場合、予防訪問介護の利用はできないのか。</p>	<p>精神疾患と呼ばれるものは扱う領域が非常に広く、また、怪我などのように目に見えるものでないことから、医師という極めて専門性の高い目線から診断を受けている、という事が肝要であると考えるので、医師の診断は必須とさせて頂きたい。</p> <p>ケアマネジメント担当者の目から見て、明らかに精神疾患があると見られるが受診していないような場合、その点に対してのケアも必要だと思われるので、例えば他の病院での受診を勧めるなど対応をとって頂きたい。その上で予防訪問介護相当サービスの利用に繋げて頂きたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
39	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>暫定ケアプランでサービスを利用する場合、訪問型サービスAを使っている際に、サービス事業者の有資格者で対応して欲しいと依頼して良いのか。</p>	<p>暫定ケアプランで訪問型サービスAを利用していた方が見込み違いで要介護認定を受けてしまった場合に、給付できないというのを避ける手段の一つとして有資格者で対応しておくという方法があるが、市から必ずしもそうするように強制できるものではないため、各サービス事業者の判断によるところ。 各サービス事業者と調整していただければと思う。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
40	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>訪問型サービスAの対象になると思い、利用者・家族にもそのように説明していたが、認定後主治医意見書を確認したら、認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」以上となっていた。</p> <p>利用者の状態を見る限り、認知症は見られないが、予防訪問介護相当しか利用できないのか以前市へ確認したところ、利用者・家族の意向で調整することも可能というような回答をいただいたが、今日の説明では予防訪問介護相当しか利用できない、とのことだった。どちらが正しい取扱いなのか。</p>	<p>認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」以上となっていた場合など、予防訪問介護相当の利用対象者に該当する場合は予防訪問介護相当の利用となり、訪問型サービスAの利用はできない。</p> <p>訪問型サービスAのサービス提供に従事できる生活支援ヘルパーは、サービス提供者となるための研修カリキュラムにおいて障害者理解や認知症にかかる内容について深く学べるような時間を十分に設けていないため、予防訪問介護相当サービスに該当する対象者についてはサービスの質を担保するため市の方針として予防訪問介護相当サービスを利用することとしている。利用者の安全のために分類を設けている。</p> <p>市へ問い合わせをいただいた際、試行実施中の対象者が状況が変わったため訪問型サービスAから予防訪問介護相当へ切り替えるケースがあり、回答した者が誤解して回答してしまった可能性がある。混乱させてしまって申し訳ないが、上記の回答のとおり対応いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
41	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>訪問型Aを利用する利用者が、従来利用の人は1時間のサービスを受け、新規利用の人は45分なのは不平等だとの声があがっているが、事業所の立場について、どう説明したら良いか。</p>	<p>サービス提供時間については、利用者の心身の状態や支援内容に応じ、サービス提供者・ケアマネジャー・利用者間で調整していただくものであるため、一律に45分と定義するのは適切ではない。訪問型サービスAの報酬単価が、生活援助3の「45分以上の生活援助」を根拠としているところから、45分～60分程度を目安として提示はしているが、実際のサービス提供時間は各利用者ごとに判断されるものであると考える。</p> <p>サービス事業所の運営上、45分にせざるを得ない状況もあるのかもしれないが、市として45分に一律するように規定しているわけではないので、各事業所毎に理由を説明していただくしかないと思う。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
42	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>要介護1の夫と要支援の妻。現在、同じヘルパーがそれぞれの計画に基づき、合計1時間45分のサービスを利用している。</p> <p>妻が訪問型Aの利用対象者の場合、ヘルパーを夫と妻で変更しなくては行けないのか。</p>	<p>要介護1の夫に対してサービスを提供している訪問介護事業所が訪問型サービスAの指定も受けている場合は、同一のヘルパーが要支援の妻に対してサービス提供を行っても問題ないため、ヘルパーを必ずしも変更する必要はないが、この場合、要支援の妻に対して有資格者により訪問型サービスAを提供することとなるためサービス提供事業所との調整が必要。</p> <p>要介護1の夫に対してサービスを提供している訪問介護事業所が訪問型サービスAの指定を受けていない場合は、要支援の妻に対する家事支援については訪問型サービスAの提供事業所に変更して行う必要がある。要支援の妻に対しサービス提供を行う事業所を変更する方法もあるが、要介護1の夫に対してサービス提供を行う事業所を訪問型サービスAも提供できる事業所へ変更するという方法もある。利用者とは相談し対応いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
43	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>現在、要支援2でそうじ利用をしているが、ここで本人より、食事が買ったものばかりで飽きるので、ヘルパーと一緒に作ることを望んでいる場合は自立支援ということで相当サービスにできるか。</p>	<p>自立支援のための見守り適援助とは、自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等を指す。</p> <p>例えば、調理援助の一連の流れの中で、利用者の体調等に合わせてヘルパーが補助方法等をその都度工夫し、利用者へやり方を教えたりしながら調理援助を行う必要がある場合はヘルパーに臨機応変の対応や提案が求められる為、身体介護(自立生活支援のための見守り的援助)に該当し、相当サービスの利用になる。</p> <p>一方、家事支援の一連の流れの中で、できる事は自分でを行い、できない事をヘルパーに代行してもらおうような形で調理援助を行うのであれば、本人ができない部分をヘルパーが代行しているという考え方になるため、生活援助に該当し、訪問型サービスAの利用となる。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
44	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	訪問型Aの時間が45分～60分ということだが、15分の幅は大きい。 60分のサービスをしてくれる事業所を探したいと言われて困っている。	利用者が60分のサービス提供を希望された場合、まずは利用者にとって必要な援助を実施するのに60分必要かどうか、45分で提供可能であるかアセスメントを実施し、御検討いただきたい。 サービス提供時間は、利用者の状況や必要な援助内容に応じて決められるものであるが、必要な援助にかかる適切な時間を設定するものであるため、本人に必要な支援が行えていないにも係らず、一律に45分までしか提供しないといった取り扱いは、個々の利用者毎の状況に則さない不適切な取り扱いであり、また一律に60分でサービス提供をすることも適切ではないということに御留意いただきたいうえで、サービス提供事業所と調整していただきたいと考える。 サービス提供事業所へは、提供時間を一律に設定するのではなく、利用者の個々の状況を鑑みて、適切な時間でサービス提供するよう、周知して行く。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
45	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	訪問介護事業所の経営を考えた場合、他市のように、訪問型A+自費というサービスをお願いしたいが如何か。	自費サービスについては介護保険外サービスであるため、訪問型サービスAのサービスと自費サービスを明確にして分けて実施する分には差支えない。 ただし、サービス提供時間が45分を超える場合は一律自費サービスとして提供するという取扱いは不適切であるため認められない。 訪問型サービスAでは提供できない内容（衣替えなど）について自費で実施することは構わないが、訪問型サービスAで提供できる内容であって、ケアプラン上に必要な支援と位置付けているものをサービス提供時間がかかることを理由に自費サービスとして取り扱うことは適切ではない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
46	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	研修ヘルパーは、その後のフォロー研修も市で行ってくれるのか。	市においてフォロー研修の実施予定はないため、雇用されている事業所において必要に応じて実施して頂きたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
47	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	今までの生活支援のプランでは「必要時に〇〇をする」とできたが、訪問型Aでも同様なプランは可能か。	訪問型サービスAで提供できるサービス内容の範囲（生活援助）で、利用者の支援を行ううえで必要であればそのような記載でも差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
48	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	併設にヘルパー事業所がない居宅は訪問型Aの事業所をさがしても断られる現状を知ってほしい。	移行の調整にご苦心頂き、誠に申し訳ない。 事業所数の不足については、多々お声を頂戴しており、課題として認識しているところ。訪問型サービスAの事業所数は、5月1日時点で45事業所まで増えており、今後も増えるよう市としても働きかけを行っていくので、引き続き移行にご協力頂ければと思う。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
49	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	明らかに認知症がない人でも、主治医意見書でⅡaがついたら訪問型Aは利用できないのか。	主治医意見書でⅡaがついているのであれば、医学的所見により認知症状があると判断されているため、利用者に対するサービスの質を担保する観点から、訪問型サービスAは利用できない。 訪問型サービスAのサービス提供に従事できる生活支援ヘルパー（市の規定する研修を修了した者）は、サービス提供者となるための研修カリキュラムにおいて障害者理解や認知症にかかる内容について深く学べるような時間を十分に設けていないため、予防訪問介護相当サービスに該当する対象者についてはサービスの質を担保するため市の方針として予防訪問介護相当サービスを利用することとしている。 利用者の安全のために設けた分類であるため御理解いただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
50	<p>・平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会</p> <p>・平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会</p>	<p>訪問型Aを利用して、開示したところ、Ⅱaと分かった場合、軽微な変更ということで良いのか。</p>	<p>認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaであったということは、訪問型サービスAを利用できる状況と判断した時と状態の変化が起きている可能性があることから軽微な変更で取り扱うことはできない。</p> <p>認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaと判断されたことを踏まえ、他に必要な支援がないかどうか担当者会議の中で確認をしていただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
51	<p>平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会</p>	<p>9月末までに生活援助のみを利用している方については訪問型サービスAへ移行することとなっている。事業所数も増えているとのことだが、新規の利用者（顧客）についてはサービス提供事業者が対応できないと受入れを断られてしまうことが多い。今後どのように充足させていくつもりで考えているのか。市の見解を伺いたい。</p>	<p>訪問型サービスAの事業所はまだ不足している状況にあり、現場の皆様にご負担をかけているところ。こうした状況を解消するために、市としては訪問型サービスAの提供予定のない事業所へ直接訪問等を行い、サービス提供をしていただけないかアプローチをしている。</p> <p>現在市内に訪問介護事業所は約130カ所あるが、概ね80事業所程度あれば訪問型サービスAを充足できると考えている。現在、訪問型サービスAの指定を受けている事業所は約50事業所であるため、9月までには80事業所確保したいと考えている。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
52	<p>平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会</p>	<p>訪問型サービスAへ移行する場合、サービス事業所に変更も無く、サービス内容にも変更がない場合、軽微な変更として取り扱って差し支えないか。</p>	<p>平成29年4月の訪問型サービスA開始に伴う移行の場合であって、サービス提供事業所に変更がなく、サービス提供内容にも変更がない場合は軽微な変更として取り扱っていただいても差し支えない。移行に伴い、ケアプランC表のサービス種別欄が変更になると思うので、ケアプランC表は新しい物の作成が必要。</p> <p>この場合、ケアプランC表のみを再作成し差し替えを実施していただいても構わないが、差し替えを実施した日を経過記録に残し、ケアプランC表に改めて利用者の署名捺印を貰う事。（受託居宅介護支援事業所が作成した場合は、委託元の地域包括支援センターからも確認印を貰う必要があるため留意いただきたい。）</p> <p>ケアプランC表にスペースの余裕がない場合は、ケアプランA～D表を再交付する方が望ましいと思われる。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
53	<p>平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会</p>	<p>身体障害者手帳2級という区切りで、予防訪問介護相当と訪問型サービスAに分けられてしまうことに対して、受け入れがたさを感じる。</p>	<p>訪問型サービスAは、サービス従事者が生活支援ヘルパーであっても、予防訪問介護相当サービスと同様の生活支援が提供できる事を前提としており、原則、予防訪問介護相当サービスで提供できていた生活援助の質が下がる事は想定していない。</p> <p>一方、特殊なケース、例えば障害をお持ちの方などについては、生活支援ヘルパーの研修過程で障害理解に関する時間を十分に取れていない事から、これに起因するサービスの質の低下を懸念し、障害の中でも重度の障害である2級以上の等級をお持ちの方は、一律に相当サービスの利用とする基準としたところ。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
54	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	<p>回復の予測ができる場合は、訪問型サービスAから予防訪問介護相当に変更時のサービス担当者会議で、状態回復後は訪問型サービスAに戻すと周知していれば、何度も担当者会議を行う必要はないのでは？            （「平成28年11月開催 訪問型サービスA説明会におけるQ &amp; A」のNo.57の質問への回答について追加質問です。回答の中で「状態像が回復し、身体介護が必要ないと判断できる場合は、再度訪問型サービスAでの提供に戻してください。」とありますが、その際もサービス担当者会議が必要ですか。骨折など、ある程度予測ができる場合は訪問型サービスA⇒予防訪問介護相当サービスへの変更時の担当者会議で「状態回復すればサービスAに戻す…」等と関係者と周知していれば何度も担当者会議を行う必要はありませんか。）</p>	<p>ケアプランにおける軽微な変更の取り扱いについては、指定基準および厚生労働省の通知に基づき運用しており、介護予防ケアマネジメントにおいてもこの考え方が適用される。            予後予測ができる場合であっても、回復後に利用者の状態は変化しているため、適切なマネジメントの為に再アセスメントが必要であると考えます。適切なサービスの提供のためには、再アセスメントの結果、事前の見立てどおりのサービス内容で問題ないか、支援内容を見直す必要がないか担当者会議で確認する必要がありますため、担当者会議の省略はできません。            また、当該ケースについては、身体介護が必要として予防訪問介護相当サービスを提供していたものが、これを外し、生活援助のみへサービス内容が変更となるため、軽微な変更とは扱えない。            なお、参考として、平成29年4月よりご対応いただいている、予防訪問介護相当サービスから訪問型サービスAへの移行については、移行に伴ってサービス提供事業所・サービス内容に変更が伴わない場合に限り、軽微な変更として認めている。移行に伴い、サービス内容にも変更がある場合、軽微な変更としては扱えない為、留意いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
55	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	<p>「A」提供事業所の中で、「当社は45分」と決めているところがある。</p>	<p>サービスの提供時間は、個々の利用者の状態やアセスメント等を経て決まるものであり、これを踏まえ一律に45分とすることは適切でない。サービス提供事業所にも、利用者の状況等を鑑みず、一律45分のサービス提供とすることがないように御案内している。            ただ、サービス提供事業所によっては、職員体制等により45分以上のサービス提供を必要とする方に対してサービス提供が難しい場合もあるため、45分以上では対応できない、という趣旨で「当社は45分」と御案内している事業所もあるのではないかとと思われる為、「当社は45分」と提示された場合には、サービスの内容・利用者の状況を提示したうえで対応が可能なのかどうかサービス提供事業所と調整いただきたい。            訪問型サービスAの提供時間は45～60分程度を目安としてお示ししているが、必ずしもこの時間内に収める必要は無く、個々の状態に応じ、必要な支援を実施できる適切な時間でサービス提供されたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
56	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	<p>訪問型サービスBの登録団体一覧をみる限り、利用が難しい地域もある。訪問型サービスBの利用が相当すると判断しても、この理由から利用でない場合、訪問型サービスAを利用する理由として認められるか？</p>	<p>訪問型サービスBは地域住民団体によるサービスであるという性質上、ご質問のように、サービス提供団体が見つけれないというケースは想定されうるが、その場合に訪問型サービスAの利用で対応することについては特に問題ない。            ただし、訪問型サービスBで実施できるサービスのうち、草むしり等、一部、訪問型サービスAで対応できないようなサービスもあるため、御留意いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

## ■ 訪問型サービスAに関すること（八王子市 平成29年7月版Q & A）

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
57	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	訪問型サービスからサービスAに移行する時、利用者の状況変化がなく、サービス種別は同じで時間が10分程度短縮されるケースについては担当者会議は省略できるか？（担当者会議の有無が包括によって異なっている）	<p>予防訪問介護相当から訪問型サービスAに移行する際に、利用者の状況変化がなく、サービス事業所も同じままであっても、サービス提供時間を短縮することによって、従前実施してきたサービスの提供内容が変更になる場合（今まで実施していたサービスの実施範囲が減る等）や、利用者の生活習慣や他のサービス提供等に影響を及ぼす可能性がある場合は、担当者会議の省略を行うことはできない。</p> <p>利用者の状況に変化がなく、サービス事業所も変更せず、予防訪問介護相当から訪問型サービスAに移行する場合であって、サービス提供時間を10分程度短縮しても、サービスの提供内容に変更がなく、利用者の生活習慣や他のサービス提供等に影響を及ぼす可能成果が無い場合は、軽微な変更として取り扱い、担当者会議を省略しても差支えない。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
58	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	地域単価は今までどおりか？	<p>八王子市に住民票がある者に対し、訪問型サービスAを提供する場合の地域単価は、事業所の所在地が市内・市外に関わらず一律、3級地11.05円（平成29年6月現在）となる。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>